

高松市・牟礼町合併協議会 第 8 回 会 議

附 属 資 料

目 次

1 「地方税の取扱いについて」に関する資料（協議第 1 5 号資料）	-----	1	~	1 0
2 「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料（協議第 1 6 号資料）	-----	1 1	~	1 2
3 「電算システム事業について」に関する資料（協議第 1 7 号資料）	-----	1 3	~	1 5
4 「広聴広報事業について」に関する資料（協議第 1 8 号資料）	-----	1 6	~	2 1
5 「消防団の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 1 号資料）	-----	2 2	~	2 7
6 「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 2 号資料）	-----	2 8	~	3 4
7 「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 3 号資料）	-----	3 5	~	4 0
8 「都市提携について」に関する資料（協議第 2 4 号資料）	-----	4 1	~	4 3
9 「保健衛生事業について」に関する資料（協議第 2 5 号資料）	-----	4 4	~	7 8
1 0 「その他の事業について」に関する資料（協議第 2 6 ~ 2 9 号資料）	-----	7 9	~	8 4

「地方税の取扱いについて」に関する資料

個人市・町民税について	2
法人市・町民税について	3
固定資産税について	4
軽自動車税について	5
市・町たばこ税について	6
特別土地保有税について	7
入湯税について	8
事業所税について	9
納税関係について	10

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 3,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 198,000円	高松市と同じ。 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 176,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 350,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

部 会 名	企画財政
-------	------

協定項目	9 地方税の取扱い																																															
分類	法人市・町民税																																															
現 況																																																
項 目	高 松 市	牟 礼 町																																														
1 納税義務者	<p>市内に事務所又は事業所を有する法人均等割 + 法人税割</p> <p>市内に寮、宿泊所、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの均等割</p> <p>市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの均等割 (収益事業を行うものは均等割 + 法人税割)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p>																																														
2 税率	<p>均等割 (制限税率) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>492</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>492</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>192</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>156</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>60</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2">60</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割 (制限税率) 法人税額の14.7%</p>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		<p>均等割 (標準税率) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>410</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>410</td> <td>1,750</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>160</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>130</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2">50</td> </tr> </tbody> </table> <p>法人税割 (標準税率) 法人税額の12.3%</p>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	410	3,000	10億円を超え50億円以下	410	1,750	1億円を超え10億円以下	160	400	1千万円を超え1億円以下	130	150	1千万円以下	50	120	上記以外の法人等	50	
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	492	3,600																																														
10億円を超え50億円以下	492	2,100																																														
1億円を超え10億円以下	192	480																																														
1千万円を超え1億円以下	156	180																																														
1千万円以下	60	144																																														
上記以外の法人等	60																																															
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	410	3,000																																														
10億円を超え50億円以下	410	1,750																																														
1億円を超え10億円以下	160	400																																														
1千万円を超え1億円以下	130	150																																														
1千万円以下	50	120																																														
上記以外の法人等	50																																															
3 申告納付期限	<p>中間申告 事業年度開始の日以後、6月を経過した日から 2月以内</p> <p>確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内</p> <p>均等割法人 4月30日</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p>																																														

問題点・課題
税率(均等割、法人税割)が異なっている。

対応策
牟礼町地域の税率(均等割、法人税割)については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) ・住宅用地の課税標準の特例 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 ・賦課期日における価格(償却資産)	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満	高松市と同じ。
5 評価方法	土地 ・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 家屋 ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 償却資産 ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式	土地 ・宅地 高松市と同じ。 ・一般農地 高松市と同じ。 ・一般山林 高松市と同じ。 ・原野 高松市と同じ。 ・雑種地 路線価方式 家屋 高松市と同じ。 ただし、非木造を除く。 償却資産 高松市と同じ。
6 納期	第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 11月1日から11月30日まで	第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 12月1日から12月31日まで 第4期 2月1日から2月28日まで

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
第3期及び第4期の納期が異なっている。

対 応 策
納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
	現 況																																																																									
	高 松 市	牟 礼 町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。																																																																								
2 税率	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税率(50cc以下、ミニカー) ・制限税率(上記以外の車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税率(全ての車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
	専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																								
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
		貨物営業用	3,000円																																																																							
		貨物自家用	4,000円																																																																							
	専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																								
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	高松市と同じ。																																																																								

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
税率が異なっている。

対 応 策
牟礼町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	市・町たばこ税	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 納税義務者	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	高松市と同じ。
2 課税標準	売り渡し本数	高松市と同じ。
3 税率	・1,000本につき2,977円 ・旧3級品(エコー、わかば、しんせい等)については、1,000本につき1,412円	高松市と同じ。
4 申告納付期限	当月の売り渡し分について、翌月末日まで	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	特別土地保有税	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日において基準面積(5,000㎡)以上の土地を所有する者(保有) ・1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得) 1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。 	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得価額 	高松市と同じ。
3 税率	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の保有に係るもの 100分の1.4 ・土地の取得に係るもの 100分の3 	高松市と同じ。
4 税額	<p>保有分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得価額 × 税率 - その土地の固定資産税額相当額 <p>取得分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得価額 × 税率 - その土地の不動産取得税額相当額 	高松市と同じ。
5 免税点	5,000㎡未満	高松市と同じ。
6 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の保有に係るもの 5月31日 ・土地の取得に係るもの 1月1日前1年以内の取得者 2月末日 7月1日前1年以内の取得者 8月31日 	高松市と同じ。
参 考	<p>平成15年度税制改正により、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされた。</p> <p>ただし、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡又は免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、免除されない。</p>	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	該当なし。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者 	
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告・納入	

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	事業所税	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 納税義務者	・市内の事業所等において事業を行う法人又は個人資産割、従業者割	該当なし。
2 課税標準	・資産割事業所床面積 ・従業者割従業者給与総額	
3 税率	・資産割1㎡につき600円 ・従業者割従業者給与総額の100分の0.25	
4 免税点	・資産割事業所床面積1,000㎡以下 ・従業者割従業者数100人以下	
5 申告納付	・法人事業年度終了の日から2月以内 ・個人翌年の3月15日まで	

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市の制度に統一した場合、牟礼町には新しい課税となる。

対 応 策
牟礼町地域の事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p> <p>平成17年度から廃止する。</p>	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能	高松市と同じ。
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問題点・課題
高松市では、平成17年度から報奨金制度を廃止することとなっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。 ・住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。

調整案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p>

協議第16号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条 例 ・ 規 則 等 の 数 に つ い て ・ ・ ・ ・ ・ 12

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	14 条例・規則等の取扱い	
分類	条例・規則等の数	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 条例・規則等数	1 条例 233本 2 規則 282本 3 規程等 165本 (平成16年4月1日現在)	1 条例 135本 2 規則 105本 3 規程等 68本 (平成16年4月1日現在)

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

協議第17号資料

「電算システム事業について」に関する資料

システムの種類について	14
庁内LANの状況について	15

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 電算システム事業		
分類	システムの種類		
	現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町	
1 システムの種類及び処理方法 (Microsoft Excel等のOAソフトウェアを活用しているものを除く)	人事管理 指定統計 例規集検索 市民意識調査 財務管理 公用自動車管理 墓園管理 住民記録 住基ネットワーク 法人市民税 固定資産税(土地、家屋) 固定資産税(償却資産) 家屋評価 軽自動車税 市県民税 事業所税 収納管理 国民年金 国民健康保険 福祉医療 介護保険 児童手当 児童扶養手当(+特児) 保育料 母子寡婦福祉金 障害者福祉 支援費 高齢者福祉 生活保護 予防接種 市民病院院内医療情報 自動車騒音面的評価	ごみ収集ステーション管理 粗大ごみ受付 中小企業勤労者福祉共済 水田情報管理 法定外公共物譲与(管理) 建築設計(CAD) 土木積算 屋外広告物管理 道路台帳図面管理 市営住宅管理 下水道管理 浄化槽登録管理 自動出動(消防) 画像伝送(消防) 上水道料金調定 配水コントロール 図面管理(水道) 学事情報 公共施設利用総合情報 図書館管理 図書館蔵書検索 農地基本台帳管理 不在者投票管理 会議録検索 全て直営 (= 業務主管課導入)	人事管理 指定統計 財務会計 住民記録 住基ネットワーク 固定資産税(土地・家屋・償却) 土地評価 家屋評価 軽自動車税 町県民税 収納管理 国民年金 国民健康保険 老人医療 介護保険 児童手当 予防接種 上下水道料金調定 水道財務会計 地籍調査 工事台帳管理 法定外公共物(管理) 全て直営 (= 業務主管課導入)

委託：
事業者の施設に機器を設置し、庁舎と回線で接続し運用しているもの
直営：
庁舎内に機器を設置し運用しているもの

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・各種事務事業の統合協議によりシステムの改修が必要になる。 ・高松市のシステムと牟礼町の対応するシステムとの間に互換性がない。 ・地籍調査等、牟礼町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがある。

対 応 策
・各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行う。 ・牟礼町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。 ・牟礼町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは、必要な改修を加え使用する中で、今後の活用について検討する。 ・当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。

調 整 案
高松市の電算システムに統合する。 統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。 ただし、高松市にないシステムについては、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 電算システム事業	
分類	庁内LANの状況	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 接続拠点	<p>本庁舎 基幹：有線100M/bps、 フロア：光無線（一部有線）10M/bps 出先（施設内は有線、水道局のみ無線） 無線（3か所） 水道局（11M/bps） 女木出張所、女木診療所（150k/bps） 有線放送専用回線1.2M/bps（1か所） 消防局（北消防署を含む） S T N E T専用回線64k/bps～10M/bps（124か所） （平成17年度末には一部を除き10M/bps） 生涯学習センター、図書館、文化センター、美術 館、高松第一高等学校、競輪局、中央卸売市 場、市民病院、市民サービスセンター、女性セン ター、ボランティア・市民活動センター、玉藻公 園、斎場公園、保健所、保健センター、下水道施 設課、衛生処理センター、西部クリーンセンタ ー、支所・出張所20か所、公民館（単独）19 か所、保育所30か所、消防局出先11か所、水 道局出先4か所、高松テルサ他21か所 N T Tダイヤル回線64k/bps（82箇所） 小学校41か所、中学校18か所、幼稚園18か 所、南部広域清掃センター他4か所 外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>	<p>本庁舎（住民情報系と内部情報系は別系統） 基幹・フロア 有線100M/bps 出先（内部情報系のみ） 庁舎との接続は 無線（5ヶ所）2M/bps フロア 有線100M/bps 外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>
2 住民情報系と内部情報系の分割	なし	あり
3 PC(端末)台数	<p>住民情報系 住民記録専用 20台 CS端末 9台(専用LAN) 内部情報系 LAN接続 2079台（本庁内1236台、庁舎外843台） 財務会計2079台とも使用可能 上記のうち財務含む業務系専用端末 47台</p>	<p>住民情報系 住民記録・財務会計25台 CS端末2台（専用LAN） 内部グループウェア LAN接続 90台</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なる。 ・インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続している。 ・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティの面で問題が生じやすい。 ・牟礼町では、基幹系LANと情報系LANを物理的に分けているのに対し、高松市は同一LAN上で構築しており、セキュリティ対策の手法も異なっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町の庁内LANを高松市の庁内LANに組み込む。 ・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。 ・統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期する。

調 整 案
高松市の庁内LANに統合する。

「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	17
広聴事業（その他）について	18
広報紙について	19
視覚障害者等への広報について	20
広報事業（その他）について	21

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業																																															
分類	市(町)民相談事業																																															
項目	現況																																															
1 相談内容及び実施日時	高松市	牟礼町																																														
	市民相談コーナーでの相談	相談の看板を掲げて会議室等で実施しているもの																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市政相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>一般相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">専門相談</td> <td>人権法律相談</td> <td>毎週月曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>弁護士法律相談</td> <td>毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>司法書士法律相談</td> <td>第2・4木曜日 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>社会保険労務士相談</td> <td>毎週火曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政書士相談</td> <td>第1・3金曜日 9:00～12:00</td> </tr> <tr> <td>行政相談</td> <td>毎週水曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>税務相談</td> <td>第2金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>戸籍相談</td> <td>第3金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>経営相談</td> <td>年4回 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>緑化相談</td> <td>第2・4火曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>環境行政相談</td> <td>第4金曜日 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td>月～金曜日 9:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>健康相談</td> <td>月～金曜日 8:30～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (母子、交通事故、農業相談など)</p>	相談種別・内容	実施日時	市政相談	月～金曜日 8:30～17:00	一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	専門相談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00	経営相談	年4回 13:00～16:00	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00	環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00	消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00	健康相談	月～金曜日 8:30～17:00	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談種別・内容</th> <th>実施日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民相談</td> <td>毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人権・行政相談</td> <td>毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>人権擁護委員の日 (6月) 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>心配ごと相談</td> <td>毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>農家相談</td> <td>奇数月第3金曜日 10:00～15:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (調停相談、健康相談など)</p>	相談種別・内容	実施日時	住民相談	毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00	人権・行政相談	毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00	人権擁護委員の日 (6月) 10:00～15:00	心配ごと相談	毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00	農家相談	奇数月第3金曜日 10:00～15:00
相談種別・内容	実施日時																																															
市政相談	月～金曜日 8:30～17:00																																															
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00																																															
専門相談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00																																														
	弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00																																														
	司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00																																														
	社会保険労務士相談	毎週火曜日 9:00～12:00																																														
	行政書士相談	第1・3金曜日 9:00～12:00																																														
	行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00																																														
	税務相談	第2金曜日 10:00～15:00																																														
	戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00																																														
	経営相談	年4回 13:00～16:00																																														
	緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00																																														
	環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00																																														
	消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00																																														
	育児相談	月～金曜日 9:00～16:00																																														
健康相談	月～金曜日 8:30～17:00																																															
相談種別・内容	実施日時																																															
住民相談	毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00																																															
人権・行政相談	毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00																																															
	人権擁護委員の日 (6月) 10:00～15:00																																															
心配ごと相談	毎月第3金曜日 (8月を除く) 10:00～15:00																																															
農家相談	奇数月第3金曜日 10:00～15:00																																															

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<p>・相談内容及び開催回数に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、牟礼町では、市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便を来す恐れがある。</p>

対応策
<p>牟礼町で行っている相談事業については、牟礼町の住民の利便性も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。</p>

調整案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、現在、牟礼町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	広聴事業(その他)	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 電子会議室 運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加の電子会議室を設置し、“市民と市民”・“市民と行政”の対話を通して、市民の意見等を市政に反映していく。 ・各課との調整を行いながら広聴広報課が管理運営を行っている。 ・平成16年度から運用開始(電子会議室8室) 	該当なし。
2 市(町)政出前 ふれあいトーク	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの要請を受け、市政のしくみや現在取り組んでいる事業・施策・今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。 ・地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を聴取し、市政に反映させる。 	高松市と同じ。
3 市(町)長への 提言	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見・要望などを市政に反映させるため手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をする。 	高松市と同じ。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 3 広聴広報事業	
分類	広報紙	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 発行回数(日)	毎月2回(1日、15日)発行	毎月1回(1日)発行
2 発行部数	126,500部	6,600部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・8ページ 年6回	A4判 ・16ページ 年5回 ・18ページ 年1回 ・20ページ 年2回 ・22ページ 年1回 ・24ページ 年3回
4 配布先	全世帯、他市町	高松市と同じ。
5 配布方法等	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所・出張所などの市の機関の窓口及び郵便局に設置(自治会未加入団体も10軒程度集まれば配送している。) 各世帯への配布に伴う仕分け・配送業務は、業者へ委託して実施している。	自治会を通じて配布するほか、郵便局・スーパーなどに設置 各世帯への配布に伴う仕分けは業者が、配送業務は職員が行っている。
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 20冊	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・発行回数(日)及び配布方法に差異がある。 ・牟礼町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、合併後に「くらしのガイドブック」を牟礼町の全世帯に配布する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	視覚障害者等への広報	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 点字広報	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数: 毎月1回(10日) ・発行部数: 100部 ・規格: B5判、20ページ ・内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集 ・作成 原稿を作成し、財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼 ・配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送 	該当なし。
2 声の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・発行回数: 毎月1回(5日) ・発行部数: 100本 ・規格: 60分カセットテープ ・内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集 ・作成 原稿を作成し、吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託 ・配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用) 	該当なし。
3 テレホンサービス等	視覚障害者や高齢者へのバリアフリーを進める一策として、市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAVI」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAXで情報を簡単に取り出すことのできるシステム(テレホンブラウザシステム)により対応している。	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町では、点字広報及び声の広報を発行していない。 ・牟礼町では、テレホンサービス等を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 広聴広報事業	
分類	広報事業(その他)	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 ホームページ	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光、イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ ・水源情報 ・市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) ・牟礼町紹介 ・観光スポット ・くらしの情報 ・役場の組織 ・公共施設案内 ・合併関連情報 ・姉妹都市紹介 ・広報最新号
2 メールマガジン	・名称:メルマガもって高松 ・発行日:毎月第1、3金曜日 ・登録者数 773人(H16.3.31現在) ・内容 ・暮らしの知っ得情報 “こんなのあるよ” ・文化かわら版 ・子ども情報 ・健康マル知情報 “こんなのあるよ” ・エコ倶楽部情報	該当なし。
3 ケーブルテレビ	・名称:市政情報専門チャンネル「いきいき高松」 (高松ケーブルテレビ5チャンネル) ・内容 ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報の提供 ・災害その他緊急情報の提供 ・テレビジョン放送の再送信	該当なし。
4 防災行政無線を利用した一般広報	該当なし。	・火災発生、たずね人などの情報を屋外及び戸別スピーカーから放送している。 ・1日3回の定時放送(7時、12時5分、20時)時に、町行事の案内や各種団体のお知らせ等を戸別スピーカーから放送している。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・牟礼町では、メールマガジン及びケーブルテレビによる広報を実施していない。 ・高松市では、防災行政無線を利用した一般広報を実施していない。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・牟礼町の特色ある独自情報を含め、ホームページ等に掲載するものとする。 ・防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。

協議第 2 1 号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て	23
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て	24
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て	25
被 服 等 貸 与 に つ い て	26
消 防 団 車 両 に つ い て	27

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																							
分類	組織																																																							
項目	現 高 松 市	況 牟 礼 町																																																						
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団数 1 ・ 方面隊数 6 ・ 分団数 26 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団数 1 ・ 方面隊数 - ・ 分団数 4 																																																						
2 階級定員及び現員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>478</td><td>442</td></tr> <tr><td>計</td><td>806</td><td>768</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日現在</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部 長	84	83	班 長	158	157	団 員	478	442	計	806	768	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>24</td><td>24</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>68</td><td>64</td></tr> <tr><td>計</td><td>103</td><td>99</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日現在</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	2	2	分団長	4	4	副分団長	4	4	部 長	0	0	班 長	24	24	団 員	68	64	計	103	99
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																						
団 長	1	1																																																						
副団長	4	4																																																						
分団長	26	26																																																						
副分団長	55	55																																																						
部 長	84	83																																																						
班 長	158	157																																																						
団 員	478	442																																																						
計	806	768																																																						
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																						
団 長	1	1																																																						
副団長	2	2																																																						
分団長	4	4																																																						
副分団長	4	4																																																						
部 長	0	0																																																						
班 長	24	24																																																						
団 員	68	64																																																						
計	103	99																																																						

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団の組織が異なる。 ・ 階級及び階級の定員に差異がある。
-------------	---

対 応 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牟礼町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団牟礼分団とする。 ・ 牟礼町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。
-------	---

調 整 案	<p>牟礼町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>
-------	-----------------------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 102,000円 副団長 - 82,000円 分団長 - 71,000円 副分団長 - 59,000円 部 長 - - 班 長 - 44,000円 団 員 - 38,000円
2 出動報酬等	・ 4時間以上の火災出動者及び水防(訓練含む)出動者 1人1回につき 2,800円 ・ 4時間未満の火災出動者及び訓練、警戒等の出動者 1人1回につき 2,400円 ・ 機関員 車両1台当たり1名 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1名 年額 3,050円	火災・水防・訓練・警備・警戒等の出動 1人1回につき 2,000円
3 退職報償金	【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給 【3年以上5年未満の団員】 一律 30,000円を支給	【5年以上の団員】 高松市と同じ。 【3年以上5年未満の団員】 該当なし。
4 公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。	高松市と同じ。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題	団員報酬、出動報酬等及び退職報償金の支給基準に差異がある。
-------------	-------------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	高松市消防団員相互共済会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共済救慰、退団者の報償などの給付を行う。 (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 1人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い							
分類	被服等貸与							
現 況								
項目	高 松 市				牟 礼 町			
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	-
	制帽	1	"	"	制帽	1	全員	-
	ネクタイ	1	"	"	ネクタイ	1	全員	-
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	"	盛夏服	-	-	-
	盛夏帽	1	全員	"	盛夏帽	-	-	-
	訓練服	1	"	"	訓練服	2(夏・冬)	全員	-
	ベルト	3	"	"	ベルト	2(夏・冬)	全員	-
	白手袋	1	"	"	白手袋	1(分団で準備)	全員	-
	防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	消防屯所備付		
	長靴	長靴は副団長以上			長靴	-		
	ゴム長靴	1	全員	なし	ゴム長靴	1	全員	-
	階級章	2	"	"	階級章	2	全員	-
	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	-	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	1	全員	-
	作業用皮手袋	2	全員	なし	作業用皮手袋	1(分団で準備)	全員	-
	アホロキップ	1	"	"	アホロキップ	1(分団で準備)	全員	-
	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	1(法被)	全員	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			雨合羽	消防屯所備付		

部会名	消 防
-----	-----

問題点・課題	品目、数量等に差異がある。
--------	---------------

対応策	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

調整案	高松市の制度に統一する。
-----	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団車両	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 現況	消防ポンプ車(CD-1) 10台 消防ポンプ車(BS-1) 23台 消防ポンプ車(BD-1) 2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車(軽) 3台	消防ポンプ車(CD-1) 4台 小型動力ポンプ積載車 4台 指令車 1台

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
装備等に差異がある。

対 応 策
牟礼町消防団の車両の積載資機材は当分の間、現状どおりとする。

調 整 案
牟礼町消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐものとする。

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	29~30
国民健康保険の健康推進事業について	31
出産育児一時金について	32
葬祭費について	33
高額療養費貸付制度について	34

協定項目	2.2 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	牟 礼 町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0/100</td> <td>1.5/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9/100</td> <td>5.9/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0/100	1.5/100	資産割	26.9/100	5.9/100	均等割	29,100円	7,000円	平等割	24,200円	4,300円	課税限度額	530,000円	80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>6.0/100</td> <td>0.7/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>30.0/100</td> <td>4.2/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>27,600円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>30,000円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	6.0/100	0.7/100	資産割	30.0/100	4.2/100	均等割	27,600円	6,000円	平等割	30,000円	3,900円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0/100	1.5/100																																				
資産割	26.9/100	5.9/100																																				
均等割	29,100円	7,000円																																				
平等割	24,200円	4,300円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	6.0/100	0.7/100																																				
資産割	30.0/100	4.2/100																																				
均等割	27,600円	6,000円																																				
平等割	30,000円	3,900円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	年7回 (7月から翌年の1月まで 毎月)																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> ・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯 ・5割軽減 前年における総所得金額が33万円+(世帯主を除く被保険者数×24万5千円)以下の世帯 ・2割軽減 前年における総所得金額が33万円+(世帯主を含む被保険者数×35万円)以下の世帯 	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・保険税と保険料の違いにより、根拠法令等が異なる。 ・税率等、納期及び徴収方法が異なる。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ・牟礼町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。 ・牟礼町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等	
	現	況
項目	高 松 市	
7 減免制度	・天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している。	職員が直接臨戸訪問している。徴収困難な者は、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	2.2 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険の健康推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 人間ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入していること ・満35歳以上であること <p>助成額 高松市と同じ。</p>
2 脳ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<p>上記の人間ドック助成制度により、脳ドック助成も行っている。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
人間ドック、脳ドック助成の対象者(年齢・保険料納付条件等)が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	2.2 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	・出生届の後の場合 申請書だけを提出 ・出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 ・死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 ・現金払い.....即日に支給	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い.....翌週の金曜日

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支給期日が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い.....支給日は、月2回	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い.....翌週の金曜日

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額及び支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 申請者の資格	国保料を完納していること 所得税の非課税者のみで構成されている世帯	該当なし。
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	
3 貸付利息	なし	
4 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

協議第23号資料

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運 営 主 体 等 に つ い て	36
介 護 保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収 に つ い て	37
介 護 保 険 給 付 事 業 に つ い て	38
利 用 者 負 担 軽 減 事 業 に つ い て	39
介 護 認 定 調 査 事 業 等 に つ い て	40

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	運営主体等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 64,853人 第2号 466人(要介護認定者数) 合計 65,319人 (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護 1 4,239人 ・要介護 2 1,513人 ・要介護 3 1,165人 ・要介護 4 1,228人 ・要介護 5 1,300人 計 11,721人	牟礼町が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 3,410人 第2号 24人(要介護認定者数) 合計 3,434人 (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 85人 ・要介護 1 185人 ・要介護 2 76人 ・要介護 3 56人 ・要介護 4 54人 ・要介護 5 60人 計 516人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。 (期間) ・第1期 平成12年度～平成16年度 ・第2期 平成15年度～平成19年度	(内容) 高松市と同じ。 (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高:平成16年3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ。 (基金残高:平成16年3月31日現在) 104,224千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率(0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。 (基金からの借入金) なし

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																								
分類	介護保険料の賦課・徴収																																								
	現 況																																								
	高 松 市	牟 礼 町																																							
1 保険料	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	16,200	0.40	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400		第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.50	第6段階	70,700	1.75	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>17,400</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>26,100</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>34,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>43,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>52,200</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	17,400	0.50	第2段階	26,100	0.75	第3段階	34,800		第4段階	43,500	1.25	第5段階	52,200	1.50
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	16,200	0.40																																							
第2段階	29,100	0.72																																							
第3段階	40,400																																								
第4段階	50,500	1.25																																							
第5段階	60,600	1.50																																							
第6段階	70,700	1.75																																							
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	17,400	0.50																																							
第2段階	26,100	0.75																																							
第3段階	34,800																																								
第4段階	43,500	1.25																																							
第5段階	52,200	1.50																																							
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																							
3 納期	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期.....7月1日から7月31日まで ・第2期.....8月1日から8月31日まで ・第3期.....9月1日から9月30日まで ・第4期.....10月1日から10月31日まで ・第5期.....11月1日から11月30日まで ・第6期.....12月1日から12月31日まで ・第7期.....1月1日から1月31日まで ・第8期.....2月1日から2月末日まで <p>参考:第1号被保険者(特別徴収) 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期.....7月1日から7月31日まで ・第2期.....8月1日から8月31日まで ・第3期.....9月1日から9月30日まで ・第4期.....10月1日から10月31日まで ・第5期.....11月1日から11月30日まで ・第6期.....12月1日から12月31日まで ・第7期.....1月1日から1月31日まで <p>参考:第1号被保険者(特別徴収) 高松市と同じ。</p>																																							
4 滞納保険料の徴収方法等	<p>主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。</p> <p>介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等</p>	職員が臨戸訪問し、収納している。																																							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・保険料段階、保険料額、乗率及び納期が異なる。</p> <p>・滞納保険料の徴収方法が異なる。</p> <p>・第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。</p> <p>また、牟礼町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p> <p>また、牟礼町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護保険給付事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 介護・予防給付	<p>現物給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス 1割自己負担 ・施設介護サービス 1割自己負担 (食事代は標準負担額 1日780円) <p>償還払</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具購入費の支給 年間10万円購入限度(1割自己負担) ・住宅改修費の支給 20万円改修限度(1割自己負担) 	高松市と同じ。
2 高額介護サービス	<p>(内容)</p> <p>1カ月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯 37,200円上限 ・市民税世帯非課税 24,600円上限 ・生活保護受給者等 15,000円上限 	高松市と同じ。
3 給付費通知	<p>(内容)</p> <p>サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付</p> <p>(対象)</p> <p>サービス利用者</p> <p>(時期)</p> <p>年3回(5月、9月、1月)</p>	<p>(内容)</p> <p>サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書(国保連が作成)を3ヶ月に1回送付</p> <p>(対象)</p> <p>高松市と同じ。</p> <p>(時期)</p> <p>年4回(5月、8月、11月、2月)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
給付費通知の通知回数等が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い										
分類	利用者負担軽減事業										
現 況											
項目	高 松 市	牟 礼 町									
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	<p>(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件を満たしている者</p> <p>(助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </table>	年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>
年度	15	16									
高齢者	6%	6%									
障害者	3%	3%									
2 社会福祉法人減免に対する助成	<p>(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人</p> <p>(所得要件) サービス利用者の年間所得60万円以下</p> <p>(助成内容) ・ 対象サービス(老人福祉施設、通所介護等) ・ 減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(所得要件) サービス利用者の年間所得42万円以下</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>									
3 離島での介護サービス提供事業者への助成	<p>(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者</p> <p>(助成内容) ・ 福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃および一部のサービスについては海上輸送費を助成する。</p>	該当なし。									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
社会福祉法人減免に対する助成の所得要件が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護認定調査事業等	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 介護認定調査 (直営)	(体制) 職員2人、非常勤嘱託職員6人 (非常勤嘱託職員は1年間の年度雇用) (調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約2割弱	(体制) 職員5人、非常勤嘱託2人 (調査対象) 新規申請分及び施設入所者分の一部
2 介護認定調査 (委託)	(調査対象) 直営分を除く調査(原則として、更新分) (委託先) 市内老人介護支援センター17カ所、老健施設4カ所、遠隔地等については随時	(調査対象) 高松市と同じ。 (委託先) 町内居宅介護支援事業所4カ所、遠隔地等については随時
3 介護認定審査会	高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考) 委員構成 ・医療機関 49人 ・保健関係者 28人 ・福祉関係者 44人 委員の任期 2年間(平成15.4.1~17.3.31) 合議体数 24(1合議体 5人)委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
介護認定調査(直営)の調査対象が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第24号資料

「都市提携について」に関する資料

国外都市との提携について	42
国内都市との提携について	43

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24-1 都市提携		部会名	総務
分類		国外都市との提携		問題点・課題	
		現況			
項目	高松市	牟礼町			
1 都市名及び提携年月日	国外3都市と提携 (姉妹都市) ・セント・ピーターズバーグ市(アメリカ) 昭和36年10月5日都市提携 ・トゥール市(フランス) 昭和63年6月3日都市提携 (友好都市) ・南昌市(中国) 平成2年9月28日都市提携	国外1都市と提携 (姉妹都市) ・エルバートン市(アメリカ) 昭和58年11月21日提携		・都市提携先及び交流事業の内容が異なる。 ・姉妹都市委員会の活動内容等が異なる。	
2 交流事業	・各種交流活動を行うほか、市民レベルでの交流の促進に努めている。 ・姉妹・友好都市との盟約及び議定書の趣旨に則りお互いの都市の親善・友好を促進するため、親善代表団の派遣及び受入を行っている。 ・南昌市行政研修生を毎年1名受け入れているほか、セント・ピーターズバーグ市から高松第一高等学校英語科非常勤講師を1名招聘している。	姉妹都市との友好と親善を深めることを目的に下記事業を実施している。 学生交換研修事業(主催:姉妹都市親善委員会) 職員交換研修事業(主催:牟礼町) ニュースレター発行事業(主催:姉妹都市親善委員会) 各種団体への補助事業(主催:姉妹都市親善委員会) (補助対象団体) ・ME友の会(既ホストファミリーを中心とした団体) ・E O M M(既派米青少年を中心とした団体)		対応策 ・学生交換研修事業等については、地域間の交流事業としての継続も検討する。 ・職員交換研修事業については、合併時に廃止する。 ・牟礼町・エルバートン姉妹都市親善委員会の活動については、牟礼地区住民の自主活動への移行を検討する。	
3 姉妹都市委員会	(名称) 高松市姉妹都市委員会 (活動内容等) ・姉妹・友好都市交流事業の実施状況等について審議する。 ・姉妹都市委員会委員:8名	(名称) 牟礼町・エルバートン姉妹都市親善委員会 (活動内容等) ・姉妹都市交流に関わる事業に対して補助・支援等を実施している。 ・姉妹都市親善委員役員14名 ・姉妹都市親善委員73名		調整案 高松市の制度に統一する。 ただし、エルバートン市との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時まで調整するものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 1 都市提携	
分類	国内都市との提携	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 都市名及び提携年月日	<p>国内3都市と提携 (姉妹都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携 (親善都市) 水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携 (友好都市) 矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携 平成17年3月22日合併予定 	<p>国内1都市と提携 (姉妹都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 牟礼村(長野県) 昭和62年8月23日都市提携 平成17年10月1日合併予定
2 交流事業	<p>・3市(水戸市、彦根市、高松市)の親善と友好を深めることを目的に3市が持ち回りで開催地となり、「3市の観光と物産展」を開催しており、これまで高松市で開催する際には、矢島町、高松町(現 かほく市)を加えた3市2町の物産展として開催している。</p> <p>・矢島町で行われる「産業文化祭」に参加し、物産の実演販売を行っている。</p> <p>・各都市とのスポーツ(交歓野球大会等)交流事業を実施している。</p> <p>・各都市において開催されるまつり等のイベントに参加している。</p>	<p>2町村の友好と親善を深めることを目的に下記事業を実施している。</p> <p>物産交流事業(主催:姉妹都市親善委員会)</p> <p>わんぱく使節団交流事業(主催:牟礼町)</p> <p>人物交流事業(主催:姉妹都市親善委員会)</p> <p>職員交換研修事業(主催:牟礼町)</p>
3 姉妹都市委員会	該当なし。	<p>(名称)</p> <p>牟礼村・牟礼町姉妹都市親善委員会</p> <p>(活動内容等)</p> <p>・学識経験者等で構成する姉妹都市委員会により、姉妹都市交流に関わる事業に対し補助・支援等を実施している。</p> <p>・姉妹都市親善委員 10名</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・都市提携先及び交流事業の内容が異なる。</p> <p>・高松市では、国内都市に係る姉妹都市委員会を設置していない。</p>

対 応 策
<p>・物産交流事業及びわんぱく使節団交流事業については、地域間の交流事業としての継続も検討する。</p> <p>・人物交流事業及び職員交換研修事業については、合併時に廃止する。</p> <p>・牟礼村・牟礼町姉妹都市親善委員会の活動については、牟礼町地域の住民の自主活動へ移行する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼村との交流事業については、地域間交流のあり方等を含め、合併時までに調整するものとする。</p>

「保健衛生事業について」に関する資料

医 事 監 視 指 導 に つ い て	45
介 護 老 人 保 健 施 設 整 備 及 び 指 導 監 査 等 に つ い て	46
地 域 保 健 推 進 に つ い て	47
健 康 づ く り 推 進 プ ラ ン に つ い て	48
営 業 許 可 等 に つ い て	49~50
監 視 ・ 指 導 ・ 講 習 等 に つ い て	51~53
食 中 毒 予 防 推 進 に つ い て	54
公 衆 浴 場 施 設 改 善 事 業 等 助 成 に つ い て	55
狂 犬 病 予 防 に つ い て	56
野 犬 対 策 に つ い て	57
犬 猫 不 妊 去 勢 手 術 費 補 助 事 業 に つ い て	58
工 イ ズ 予 防 ・ 相 談 指 導 事 業 に つ い て	59
感 染 症 予 防 事 業 等 に つ い て	60~61
結 核 予 防 等 結 核 関 係 事 業 に つ い て	62~64
精 神 保 健 福 祉 相 談 等 指 導 事 業 に つ い て	65~67
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 支 援 等 事 業 に つ い て	68~69
保 健 セ ン タ ー 施 設 ・ 機 能 に つ い て	70
予 防 接 種 に つ い て	71
母 子 健 康 教 室 に つ い て	72
妊 婦 ・ 乳 幼 児 健 康 診 査 に つ い て	73
健 康 教 育 ・ 健 康 相 談 に つ い て	74
健 康 診 査 ・ が ん 検 診 に つ い て	75~76
地 域 保 健 組 織 に つ い て	77
初 期 救 急 医 療 に つ い て	78

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	医事監視指導	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 医療監視	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 【実施医療機関数】 113医療機関 (病院34、有床診療所25、無床診療所54(歯科診療所25を含む)で実施。) 【監視体制】 無床及び歯科診療所は薬剤師、診療放射線技師、事務職の3名体制(有床診療所・病院には、医師、管理栄養士、保健師などを適宜増員) 【回数】 病院は毎年、有床診療所は3年に1回、無床及び歯科診療所は5年に1回医療監視を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
2 医療機関の開設許可等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (開設許可申請等) 104件 (開設届等) 787件 (医療法人決算等の届出) 302件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
3 医療関係従事者の免許申請等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (対象) 医師、歯科医師、看護師等医療従事者 (件数) ・医師免許の交付等 419件 ・医師免許の書換等 259件 ・医師免許の再交付等 37件 ・医師免許の抹消等 8件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	介護老人保健施設整備及び指導監査等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 介護保険施設の状況	(施設数) 8 施設 (定員) 574 人	(施設数) 2 施設 (定員) 135 人
2 施設整備	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (募集・選定) 高松圏域における整備枠に基づき募集し、社会福祉施設整備等審査会での審議、県との開設許可に係る協議を経て整備予定事業者を内定し、国庫補助協議を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 介護老人保健施設の変更許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 介護老人保健施設の開設者から、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更の申請があった場合の処理 (体制) 1名(ただし、現地確認が必要な申請については2名)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 介護老人保健施設実地指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 市内の介護老人保健施設に立ち入り、その設備、帳簿書類等进行检查する。(実地による検査と書面による検査は、毎年交互に実施) (指導体制) 薬剤師、保健師、事務職(2)、診療放射線技師、管理栄養士の6名体制	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部 会 名	健康福祉
分 類	地域保健推進			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域保健対策	(目的) 市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、生涯にわたる健康の保持・増進に係る施策の総合的な推進を図る。 (活動) 保健・医療・福祉その他地域保健に関係する団体等との緊密な連携を図っている。	高松市と同じ。	地域保健推進の組織に差異がある。	
2 地域保健推進協議会	(設置日) 平成11年7月19日 (委員数) 15名 (活動内容) 中核市として保健所を設置したことに伴い、地域保健法に基づき設置している。毎年2回程度開催し、各年度の保健所の運営状況及び事業計画等について協議するなど、地域保健の総合調整を行っている。	該当なし。	対 応 策	
			高松市の地域保健推進協議会において、牟礼町地域を含めた活動を行うものとする。	
3 健康づくり推進協議会	該当なし。 保健所設置市として上記の「地域保健推進協議会」を設置したことに伴い、「健康づくり推進協議会」を廃止した。 なお、「地域保健推進協議会」においては、「健康づくり推進協議会」を包含した活動を行っている。	(設置日) 平成14年4月1日 (委員数) 12名 (活動内容) 住民の生活の質の向上を目的に、毎年2回程度開催し、保健事業計画や町の健康計画などについて協議している。	調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康づくり推進プラン	
項目	高松市	牟礼町
1 計画推進	<p>(内容) 市民の健康と生活の質の向上を目指すとともに、健康づくりを基盤に交流とふれあいによる生き生きとした地域づくりを推進するため、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を推進するため、関係団体代表等で構成する推進部会で、健康づくりの具体的な取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>	該当なし。
2 推進体制	<p>(名称) 高松市地域保健推進協議会「健やか高松21」推進部会 (目的) 「健やか高松21」を推進するため、一団体一運動の推進等、計画の実践に向け協議している。 (委員) 地域保健関係団体代表等14名 (活動) 推進部会を年2回程度開催</p>	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題	牟礼町では、健康づくり推進プランが策定されていない。
--------	----------------------------

対応策	高松市の制度に適用する。 高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、牟礼町地域の実情等を踏まえ、牟礼町地域を含めた計画に改訂するものとする。
-----	--

調整案	高松市の制度を適用する。
-----	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 食品営業許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食品による事故(食中毒など)を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき、各種営業施設等に対して食品営業許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医薬品販売業・ 薬局開設許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品・医療用具の提供と適正な使用を図るため、薬局・医薬品販売業者・医療用具販売業・賃貸業者等に対して、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 温泉利用の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 毒物劇物販売 業登録	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、登録を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 旅館業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 興行場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 公衆浴場の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 理容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 美容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
10 クリーニング業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 化製場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 薬局・医薬品 販売業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品の品質、有効性及 び安全性の確保と適正な使用を図るため、薬局及び 医薬品販売業者に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 温泉利用施設 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 毒物劇物販売 業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 旅館業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 興行場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 公衆浴場の 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場の監視指導を行い、環境衛生の向上に 努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 理容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 美容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機 関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
9 クリーニング業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 化製場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 専用水道・簡易水道の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 専用水道及び簡易専用水道などの衛生管理指導を行うことにより、市民が安心して飲用することができる水の確保に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
12 食品関係営業施設の指導等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (監視指導・食品の収去) 各種営業施設等に対して監視指導・食品の収去業務を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
13 プール・海水浴場等指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 プール等の水質検査等の監視指導を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
14 香川県食品衛生協会委託事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (食品関係事業者自主管理体制) 食品衛生指導員が、食品関係営業施設を巡回し、施設の衛生状態、食品の取扱い状況等を調査指導し、自主管理体制の確立と食品衛生思想の普及向上を図るため、食品関係事業者自主管理体制事業を委託している。 (食品衛生教室) 食品の安全性に対する不安を解消するため、消費者に食品衛生知識の普及啓発を図るため、委託して実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	監視・指導・講習等			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
	<p>(食品衛生責任者養成講習会) 食品衛生責任者の養成を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生責任者実務講習会) 食品衛生責任者の実務教育を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生行政情報普及事業) 食品衛生行政情報を営業者に普及することにより、食品衛生思想の普及向上を図り、食中毒防止に資するために、委託して実施している。</p> <p>(食品関係者業種別自主管理事業) 食品関係業種別に自主管理要領を作成し、営業者による自主管理の徹底を図ることによって、食品の事故の発生を防止するため、委託して実施している。</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	食中毒予防推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。 平成15年度実績 食中毒発生状況 1回 患者数17名	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 病原性大腸菌食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 病原性大腸菌食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 腸炎ビブリオ食中毒等防止対策のために5月～12月にかけて生食用魚介類の買上検査および啓発活動を実施している。 平成15年度実績 腸炎ビブリオ検査検体数 16検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 フグ中毒防止啓発事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 フグ中毒防止のための啓発活動及びフグを収去し、フグ毒性検査業務を実施している。 平成15年度実績 ナシフグ毒性検査 20検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	公衆浴場施設改善事業等助成	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 施設改善事業補助金	一般公衆浴場の浴室等の施設改善事業に対し助成を行っている。 平成15年度実績 4業者7件 補助金額 3,866千円	該当なし。
2 活性化事業等補助金	高松公衆浴場組合の実施する活性化事業等に対して補助金を支出している。 平成15年度実績 活性化のための相談業務・イベント等 補助金額 2,000千円	該当なし。
3 公衆浴場業者への水道料金の助成	一般公衆浴場の公衆浴場業者に対して水道料金の2分の1の額(1ヶ月につき10万円を限度)を助成している。 平成15年度実績 公衆浴場業者数 24軒 補助金額 12,029千円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	狂犬病予防	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(11日間103箇所)、5月(4日間42箇所)に各地域を車2台(各2名)、土・日のみ車3台で巡回し、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>平成15年度実績 注射数 10,536件</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(4日間15箇所)に町内の各地域を巡回し、狂犬病予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>平成15年度実績 注射数 871件</p>
2 犬の登録管理	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>平成16年3月31日現在 登録頭数 15,974頭 平成15年度登録頭数 1,374頭</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>平成16年3月31日現在 登録頭数1,102頭 平成15年度登録頭数 122頭</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類		野犬対策			
		現況			
項目	高松市	牟礼町	問題点・課題		
1 野犬等の捕獲・保護・抑留	<p>中核市の事務として、狂犬病予防法に基づいて、野犬等の捕獲・保護・抑留を実施している。</p> <p>平成15年度実績 抑留 696件 返還 27件 捕獲体制等 獣医師 3名 非常勤捕獲員 2名 捕獲車 1台 軽捕獲車 1台 軽トラック 1台</p>	<p>狂犬病予防法に基づいて、香川県東讃保健所と連携し、野犬等の捕獲及び保護を実施している。</p> <p>平成15年度実績 返還 0件 捕獲体制等 捕獲担当 1名(兼務) 軽トラック 1台(共用)</p>	<p>牟礼町では、野犬等の抑留を行っていない。</p>		
2 捕獲箱貸出し・引取り	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>平成15年度実績 捕獲箱延べ貸出日数 12,321日 捕獲箱数 50台(サークル式含む。)</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>平成15年度実績 捕獲箱数 7台</p>	<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>		
			<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	犬猫不妊去勢手術費補助事業			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 犬猫不妊去勢手術費補助	<p>犬猫の不必要な繁殖防止に寄与するため、犬猫不妊去勢手術費の一部を助成している。</p> <p>犬または猫1頭につき 3,000円 ただし、猫は1世帯につき1年度2頭まで。 犬は制限なし(登録している犬のみ)。</p> <p>平成15年度実績 補助金申請数 1,105頭 補助金額 3,315千円</p>	該当なし。	牟礼町では実施していない。	
			対 応 策	
			高松市の制度を適用する。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 保健衛生事業	
分類	エイズ予防・相談指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 エイズ予防啓 発事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 世界エイズデーに合わせて市民を対象にイベントを開催し、正しい知識の普及啓発を行っている。また、文化祭や大学祭等の機会をとらえて、若年者に対してエイズの予防啓発を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施 成人式において、エイズ予防のパンフレットを配布し、啓発を行っている。
2 エイズ相談・検 査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) エイズやHIV感染の不安のある人を対象に月2回、医師による個別相談や血液検査を実施するとともに、日常においても保健師による相談を行っている。エイズ検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名が担当、日常の相談は保健師2名が担当している。 平成15年度エイズ相談 309件 平成15年度エイズ検査 127件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	感染症予防事業等	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 感染症予防啓発事業	広報への記事掲載、リーフレットの配布等を行い、市民等に対しO157、インフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。	高松市と同じ。
2 B型・C型肝炎検査	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) B型・C型肝炎検査を希望する人を対象に、月1回、医師による個別相談、血液検査を実施し、感染への不安解消及び正しい知識の普及を図っている。検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 感染症発生動向調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症の発生状況の収集・分析を行うため、指定した患者定点医療機関から27の疾病の発生件数を週または月単位で報告を求めている。また、病原体定点医療機関からインフルエンザウイルスの型等を調査するための検体の採取を依頼している。患者定点医療機関18か所、病原体定点医療機関4か所。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 感染症発生時調査・健康診断	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症のまん延防止を図るため、2・3類感染症に感染しているおそれがある者に対し健康診断(検便)を実施している。 (実績) 平成15年度 細菌性赤痢3人 / O157 14人 / 26 7人 計24人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	感染症予防事業等	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
5 感染症診査協議会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が設置</p> <p>(内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院勧告及び入院期間の延長について審議するため、必要時、感染症診査協議会を開催している。委員は医師4名(内2名は感染症指定医療機関の医師)学識経験者2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
6 感染症患者入院医療費公費負担	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院に際する医療費について公費負担をしている。平成15年度は1・2類感染症の発生はない。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 結核定期外検診事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 結核患者の家族等接触者に対して、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査など定期外健康診断を月2回実施している。従事者は医師会委託の医師1名、保健師2名、看護師(嘱託)1名、放射線技師1名。平成15年度はツベルクリン反応検査については65人、胸部レントゲンについては319人に実施。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
2 結核患者管理	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 地区担当制で2名の保健師が結核登録患者の初回対応から削除まで、相談・指導、医療機関等連絡、管理検診の実施などにより管理している。 平成15年度末結核登録患者 154人 平成15年度新登録患者 80人</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
3 結核予防対策	<p>結核予防週間等の機会をとらえ、市民等に対して広報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じてのリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。 結核対策の総合的な推進について協議するため、結核対策会議を開催している。委員は医師5名と保健所長。年1回開催するほか、集団感染のおそれがある場合などは随時開催する。</p>	<p>住民検診等の機会をとらえ、町民等に対してリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 市 町
4 結核健康診断補助事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、私立学校または政令で定める施設が実施する定期健康診断の費用の2/3を補助している。平成15年度は28施設、3,923人に対して補助した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 結核医療費公費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対し、結核診査協議会において承認された医療について公費負担を行っている。平成15年度は169件について医療費の公費負担を実施した。 平成15年度末命令入所患者11人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 結核対策特別促進事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核医療従事者等の資質の向上を図るため、医師研修会の開催、結核の後遺症等で低肺機能となった患者とその家族を対象に呼吸器教室を開催するほか、一般市民への結核予防についての意識啓発を図るため平成15年度は事業所衛生担当者を対象とした研修会を開催するなど事業を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
7 結核定期病状調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 治療を終了し経過観察中の患者の病状等について、文書で照会し、これをもとに患者に対する適切な指導を行っている。平成15年度は68件の定期病状調査を実施した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 結核診査協議会運営費	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対する医療の適否を審査するため、月2回結核診査協議会を開催している。委員は医師4名と保健所長。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 結核指定医療機関関係事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、結核についての医療を担当する医療機関の指定及び解除を申請に基づき行っている。事務職1名が担当している。平成15年度は56件の指定・解除を行った。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 結核健康診断実施報告	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、市内における学校、施設、事業所等からの定期健康診断の実施状況についての報告を受けている。主に事務職1名が担当している。平成15年度は253件の報告を受けた。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 こころの健康相談	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) こころの健康についての個別相談を随時実施している。この相談は保健師4名が担当している。医師による相談として、精神一般相談を月1回、思春期こころの相談を月1回、酒害相談を年6回実施している。平成15年度は保健師による相談1,248件、医師による相談17件。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 訪問指導	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師4名が訪問指導を実施している。 平成15年度は464件訪問。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 こころの健康セミナー	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 精神保健福祉の意識啓発の一環として年1回(3回コースで1回2時間)実施している。講師は医師等。 平成15年度の参加者は延べ139人。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 アルコール問題を考えるつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコールを飲むことによって、健康を害したり、社会や家族間の人間関係で悩んでいる本人や家族を対象に、アルコール問題について学ぶことを目的に年1回、3回コースで実施している。講師は医師・臨床心理士(講演)、酒害者・家族(体験発表)、3回目は自助グループの紹介もしている。平成15年度は、参加者延べ132人。従事者は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	精神保健福祉相談等指導事業			
	現 況			
項目	高 松 市	牟 礼 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 若年者に対する酒害啓発	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 毎年1回実施。 平成15年度は、高松大学の大学祭にて、アルコールパッチテスト、いっき飲み防止等を行い、若年者のアルコール問題の啓発を図った。 平成15年度は、小中学校の養護教諭と保健主事を対象にアルコール関連問題の知識普及とアルコール予防教育実践への意識啓発を行い、117人参加。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		
6 統合失調症家族教室・OB会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 統合失調症の患者を持つ家族(15人程度)を対象に統合失調症家族教室を年1回(4回コース)実施している。講師は精神科医師、ソーシャルワーカー、保健師等。 また、家族教室修了者を対象に、統合失調症家族教室OB会を毎月1回実施している。 従事者は保健師2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		
7 アルコール問題を考える家族のつどい	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) アルコール問題を持っている家族を対象に、病気への理解を深め、相互に支え合い酒害者の回復を支援するため、平成15年度は試行的に8月から毎月1回開催している。 参加者は10～15人程度。従事者は保健師2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
8 精神障害者ホームヘルパー研修会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 高松市社会福祉協議会等ホームヘルパー約20人を対象に、精神障害者への対応が円滑に行えるように精神障害者に関する基礎知識等の研修を3回コースで実施している。講師は精神科医師、精神科PSW、ホームヘルパー、当事者、保健師。修了者には修了証を交付している。担当は保健師3名。(内1名囑託)</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
9 家族会支援	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 高松精神障害者家族会(むつみ会)に対して運営補助を行うとともに、同会が毎月1回開催する定例会に側面的な援助を行っている。保健師1名が担当している。</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 市 町
1 デイケア	在宅の精神障害者(主に統合失調症)を対象に、昼間の居場所の一つとして毎週1回、話し合いや各種活動(俳句、絵画、紙粘土、おやつ作り等)を実施している。主に保健師2名(内1名嘱託)で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 社会適応訓練事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 保健所が窓口となって、精神障害者に協力事業所を紹介し、希望者の面接、作業支援、月1回の事業主と本人との面接などを行い、社会復帰への支援をしている。保健師1名が担当。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 社会復帰施設等との連携	年3回開催されるネットワーク会議に参加している。毎月1回開催される精神障害者家族会むつみ会に参加するほか、必要時関係者会を開催している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 医療保護入退院届等受付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 医療保護入退院届等について随時受け付けし、3週間ごとに開催される香川県精神医療審査会までに提出している。担当は保健師2名。(内1名嘱託) 平成15年度は、県に対し544件進達した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
5 病院月報受付事務	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 毎月5日付けで精神科病院月報(病床数、入院形態別患者数等)を受け付け、点検し、県へ進達している。 担当は保健師2名。(内1名囑託)</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
6 市・町長同意関係事務	<p>(実施機関) 高松市が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を市長が行う際の事務。 平成15年度は6件市長同意を行った。事務は主に保健師1名が担当している。</p>	<p>(実施機関) 牟礼町が実施</p> <p>(内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を町長が行う際の事務。 ここ数年該当なし。</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	保健センター施設・機能	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 施設の概要	<p>名称 高松市保健センター</p> <p>所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 (鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建)</p> <p>開設日 平成6年7月1日</p>	該当なし。
2 設置の経緯等	<p>(経緯) ・市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備</p> <p>(位置付け) 市町村保健センター</p>	
3 機能	<p>保健センター機能 <施設における主な実施事業> 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 ・夜間急病診療所</p>	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																											
分類	予防接種																																																											
現 況																																																												
項目	高 松 市			牟 礼 町																																																								
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、各地区公民館で実施</p>			予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 老人福祉センターで実施</p>			予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																										
三種混合	個別	無料																																																										
二種混合(2期)	個別	無料																																																										
急性灰白髄炎	集団	無料																																																										
麻しん	個別	無料																																																										
風しん	個別	無料																																																										
日本脳炎	個別	無料																																																										
インフルエンザ	個別	1,200円																																																										
ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料																																																										
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																										
三種混合	個別	無料																																																										
二種混合(2期)	個別	無料																																																										
急性灰白髄炎	集団	無料																																																										
麻しん	個別	無料																																																										
風しん	個別	無料																																																										
日本脳炎	個別	無料																																																										
インフルエンザ	個別	1,200円																																																										
ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料																																																										

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
ツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																	
分類	母子健康教育																																	
	現 況																																	
項 目	高 松 市	牟 礼 町																																
1 主な事業の実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マタニティ教室</td> <td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td> </tr> <tr> <td>はぐくみ学級</td> <td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等</td> </tr> <tr> <td>すくすく学級</td> <td>1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)</td> <td>初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外にも、地区公民館において「母子保健セミナー」等の母子健康教育を実施している。</p>	事業名	内 容	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両親学級</td> <td>妊婦と夫を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習、妊婦の疑似体験</td> </tr> <tr> <td>赤ちゃん学級(3・4か月児健診)</td> <td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等(3・4か月児健診後実施)</td> </tr> <tr> <td>育児学級(9・10か月児相談)</td> <td>9・10か月児相談後、事故防止を中心に講義等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内 容	両親学級	妊婦と夫を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習、妊婦の疑似体験	赤ちゃん学級(3・4か月児健診)	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等(3・4か月児健診後実施)	育児学級(9・10か月児相談)	9・10か月児相談後、事故防止を中心に講義等	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	該当なし	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	該当なし	育児支援事業「ひまわり」	該当なし	親子の歯の健康教室	該当なし
事業名	内 容																																	
マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																																	
はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等																																	
すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等																																	
日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等																																	
日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																																	
育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導																																	
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等																																	
事業名	内 容																																	
両親学級	妊婦と夫を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習、妊婦の疑似体験																																	
赤ちゃん学級(3・4か月児健診)	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等(3・4か月児健診後実施)																																	
育児学級(9・10か月児相談)	9・10か月児相談後、事故防止を中心に講義等																																	
日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	該当なし																																	
日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	該当なし																																	
育児支援事業「ひまわり」	該当なし																																	
親子の歯の健康教室	該当なし																																	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
母子健康教育として実施している事業内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																																																			
分類	妊婦・乳幼児健康診査																																																																																			
現 況																																																																																				
項目	高 松 市			牟 礼 町																																																																																
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3・4か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>9・10か月児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>こども相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ことば相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、各地区公民館等で実施 健康診査 = 医師による診察あり 相談 = 保健師等による相談(医師診察なし)</p>			事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	個別	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	3・4か月児健康診査	該当なし		4か月児相談	集団	無料	乳児相談	集団	無料	9・10か月児相談	該当なし		1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料	こども相談	集団	無料	ことば相談	集団	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3・4か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>9・10か月児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ことば相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 老人福祉センターで実施 健康診査 = 医師による診察あり 相談 = 保健師等による相談(医師診察なし)</p>			事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	該当なし		乳児一般健康診査	個別	無料	3・4か月児健康診査	集団	無料	4か月児相談	該当なし		乳児相談	集団	無料	9・10か月児相談	集団	無料	1歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	該当なし		こども相談	集団	無料	ことば相談	該当なし	
事業名	実施方法	自己負担額																																																																																		
妊婦健康診査	個別	無料																																																																																		
妊婦歯科健康診査	個別	無料																																																																																		
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																																		
3・4か月児健康診査	該当なし																																																																																			
4か月児相談	集団	無料																																																																																		
乳児相談	集団	無料																																																																																		
9・10か月児相談	該当なし																																																																																			
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																																		
3歳児健康診査	集団	無料																																																																																		
幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																																		
こども相談	集団	無料																																																																																		
ことば相談	集団	無料																																																																																		
事業名	実施方法	自己負担額																																																																																		
妊婦健康診査	個別	無料																																																																																		
妊婦歯科健康診査	該当なし																																																																																			
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																																		
3・4か月児健康診査	集団	無料																																																																																		
4か月児相談	該当なし																																																																																			
乳児相談	集団	無料																																																																																		
9・10か月児相談	集団	無料																																																																																		
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																																		
3歳児健康診査	集団	無料																																																																																		
幼児歯科健康診査	該当なし																																																																																			
こども相談	集団	無料																																																																																		
ことば相談	該当なし																																																																																			

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・牟礼町では、妊婦歯科健康診査、4か月児相談、幼児歯科健康診査、ことば相談を実施していない。 ・高松市では、3・4か月児健康診査及び9・10か月児相談を実施していない。 ・高松市の制度に統一すると、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談については、高松市保健センターで実施することになる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、現行のとおりとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	健康教育・健康相談			
現 況				
項目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 健康まつり	<p>(目的) 「健やか高松21」事業の目的達成のため、生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年9月の第1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、健康相談、歯科検診等</p>	<p>(目的) 町民健康づくり推進を目的として、健康チェックデーを開催する。</p> <p>(実施場所) 老人福祉センター</p> <p>(実施時期) 毎年4月～6月の日曜日のうち2日</p> <p>(内容) 骨密度測定、体脂肪測定、血圧測定、歯科相談健康相談、展示コーナー</p>	<p>・健康まつりの実施内容等に差異がある。 ・牟礼町では、骨粗しょう症予防教室を実施していない。</p>	
2 骨粗しょう症予防教室	<p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 原則として、毎週月曜日</p> <p>(内容) 骨密度測定、健康相談を実施</p> <p>(自己負担額) なし</p>	該当なし		
			対 応 策	
			<p>・牟礼町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。 ・骨粗しょう症予防教室については、高松市の制度を適用する。</p>	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																													
分類	健康診査・がん検診																																													
項目	現 況																																													
	高 松 市	牟 礼 町																																												
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 老人福祉センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	集団	乳がん検診	集団	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	該当なし
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診	個別																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別																																													
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	集団																																													
乳がん検診	集団																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	該当なし																																													
2 自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査: 800円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別: 2,200円 集団: 1,000円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診: 1,000円, 視触診+マンモグラフィ: 2,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査: 800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別: 2,200円 集団: 1,000円	乳がん検診	視触診: 1,000円, 視触診+マンモグラフィ: 2,000円	前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>500円</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>800円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査: 400円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>集団: 600円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>超音波: 500円 マンモグラフィ: 2,000円 " 70歳以上: 1,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>該当なし</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	500円	胃がん検診	800円	肺がん検診	喀痰検査: 400円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	集団: 600円	乳がん検診	超音波: 500円 マンモグラフィ: 2,000円 " 70歳以上: 1,000円	前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	該当なし
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	1,300円																																													
肺がん検診	喀痰検査: 800円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	個別: 2,200円 集団: 1,000円																																													
乳がん検診	視触診: 1,000円, 視触診+マンモグラフィ: 2,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	500円																																													
胃がん検診	800円																																													
肺がん検診	喀痰検査: 400円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	集団: 600円																																													
乳がん検診	超音波: 500円 マンモグラフィ: 2,000円 " 70歳以上: 1,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳: 1,200円 70歳以上: 600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	該当なし																																													

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
<p>・実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。 ・牟礼町では、成人歯科健診を実施していない。</p>

対応策
<p>高松市の制度に統一する。 なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康診査・がん検診	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
3 自己負担免除者	胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 65歳以上の老人保健法の医療受給者 前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	胃・肺・大腸・子宮がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、町民税非課税世帯 前立腺・乳がん検診： 生活保護世帯、町民税非課税世帯

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	地域保健組織			
現況				
項目	高松市		牟礼町	
1 地域保健組織	組織名	組織数等	組織名	組織数等
	地区保健委員会	35組織	地区保健委員会	該当なし
	保健委員会連絡協議会	35地区の保健委員会の会長で組織	保健委員会連絡協議会	該当なし
	地区献血推進協議会	35組織	地区献血推進協議会	該当なし
	献血推進協議会連合会	35地区の地区献血推進協議会の会長で組織	献血推進協議会連合会	該当なし
	食生活改善推進協議会	会員140人	食生活改善推進協議会	会員81人
問題点・課題				
<p>・牟礼町には、地区保健委員会、保健委員会連絡協議会、地区献血推進協議会及び献血推進協議会連合会がない。</p>				
対応策				
<p>・牟礼町地域において地区保健委員会及び地区献血推進協議会の組織化を促すものとする。 ・牟礼町の食生活改善推進協議会については、高松市食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。</p>				
調整案				
高松市の制度に統一する。				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	初期救急医療	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 夜間急病診療	<p>(内容) 夜間における内科・小児科の急病者の初期医療を年中無休で実施</p> <p>(診療科目) 内科、小児科</p> <p>(診療日・診療時間) 毎日 午後7時30分～午後11時30分</p> <p>(場所) 高松市夜間急病診療所(保健センター1階)</p>	該当なし。
2 休日歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う日曜、祝日等の歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後4時</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。
3 夜間救急歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う平日夜間の救急歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 月曜日～土曜日(祝日は除く) 午後7時30分～午後9時30分</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では初期救急医療を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

協議第26～29号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第26号)情報公開制度について	80
(協議第27号)外部監査制度について	81
(協議第28号)市・町民褒章制度について	82
(協議第29号)水問題対策について	83～84

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-23 その他の事業(情報公開制度)	
分類	情報公開制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 制度の概要	<p>(根拠) 高松市情報公開条例 (公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。 (公開請求者) 何人も請求できる。</p>	<p>(根拠) 牟礼町情報公開条例(平成17年4月1日施行) (公開対象) 実施機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。 (公開請求者) ・町の区域内に住所を有する個人 ・町の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・町の区域内の事務所及び事業所に勤務する者 ・町の区域内の学校に在学する者 ・前号各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務及び事業に関し利害関係を有するもの</p>
2 公開方法	<p>(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開 (写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円/枚</p>	<p>(公開場所) 牟礼町役場 (写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 町長が定める額 A3 カラー 100円/枚</p>
3 審査会	<p>(名称) 高松市情報公開審査会 (委員数) 5名以内 (任期) 2年</p>	<p>(名称) 牟礼町情報公開審査会 (委員数) 5名以内 (任期) 2年</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町は情報公開条例が施行されていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(外部監査制度)	
分類	外部監査制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 概要	<p>(目的) 監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。</p> <p>1 包括外部監査契約に基づく監査 (都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。) ・外部監査人 1名 ・補助者 若干名</p> <p>2 個別外部監査契約に基づく監査 市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。</p>	該当なし。
2 実施状況	包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成11年度より毎年実施している。 個別外部監査は、実績なし。	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
牟礼町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り顕彰し、市の公の式典への参列や死亡の際における相当の礼をもってする弔慰など、事後の待遇措置を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 牟礼町民または牟礼町に特別縁故の深い者で町政の振興、学術文化の向上、産業の進展に貢献しその功績が卓絶しており、郷土の誇りとし且つ尊敬に値すると認める者に名誉町民の称号を贈り顕彰し、町の公の式典への参列や死亡の際における相当の礼をもってする弔慰などの待遇措置を設けている。</p> <p>(根拠) 牟礼町名誉町民条例 (名誉町民数) 9名(うち8名は故人)</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20人程度表彰</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 広く公共の福祉の増進又は、文化の興隆に功績があり、町民の尊敬を受ける者を顕彰し、荣誉をたたえる。受賞者には、式典への参列や死亡の際の弔慰等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 牟礼町功労者及び表彰に関する条例 (贈呈状況) これまでに8名に贈呈(うち6名は故人)</p>
3 市・町民荣誉賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。</p> <p>(根拠) 高松市市民荣誉賞要綱 (贈呈状況) 1名</p>	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・名誉市・町民及び市・町政功労賞に差異がある。 ・牟礼町では、町民荣誉賞を設けていない。</p>

対 応 策
<p>牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 牟礼町の名誉町民及び町政功労者については、牟礼地区の名誉町民及び町政功労者として継承するものとし、待遇の内容は、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 水循環健全化計画	<p>(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、湯水への抵抗力を強めながら、水を大切にす循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に立った総合的な取組みを進めることを目的としている。</p> <p>(策定) 平成15年3月</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成22年度</p> <p>(基本方針) ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり</p>	該当なし。
2 大規模建築物の節水・循環型水利用	<p>「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水などの雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸透の導入)」の提出を義務付けている。</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・牟礼町では、水循環健全化計画を策定していない。</p> <p>・牟礼町では、大規模建築物の節水・循環型水利用及び排水再利用促進助成制度を実施していない。</p>

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 排水再利用促進助成制度	<p>(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生処理するための施設を整備する個人及び事業所</p> <p>(助成額) 標準施設費か実費の少ない額の10分の1</p> <p>(標準施設費) ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 〔1日当たりの処理能力に応じて標準施設費を7ランクに分けている。〕</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案